

第4章 計画の推進

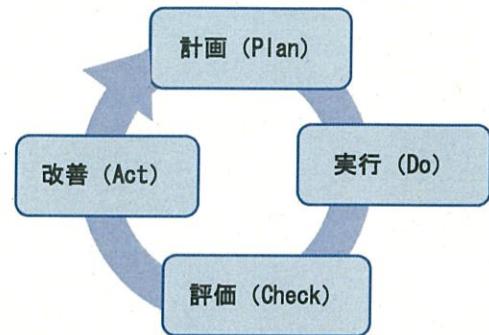
1. 計画の推進に向けて

本計画における具体的な事業や取り組みを進めるにあたっては、地域連携ネットワークを構成する様々な関係団体、法人等が、それぞれに期待される役割を担い、協働・連携するとともに市がその推進・支援を行います。

(1) 計画評価の実施

本計画において設定した目標について、進捗状況の確認、取り組みの評価を行うとともに、推進に活用します。計画評価については、計画期間6年の半期にあたる3年ごとに実施します。

また、計画に基づく成年後見制度の利用を促進していくため、P D C Aサイクルに基づく継続的な改善を図ります。



計画の推進

計画期間	年度	計画（上半期）			計画（下半期）			
		R 5 計画 策定	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
成年後見制度推進検討委員会			進捗状況の確認・検討			次期計画検討 進捗状況の確認・検討		

(2) 計画の推進体制

小都市成年後見制度利用促進協議会（仮称）

計画の推進にあたっては、進捗状況や事業の方向性をチェックする評価・管理体制が必要です。

このため、進捗状況を報告し、市の施策・事業の評価結果も含めた現況確認や今後の推進方法、対策などについて総合的に検討・評価する第三者機関として、小都市成年後見制度利用促進協議会を位置づけます。

